

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 2 月 24 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒771-5406）徳島県那賀郡那賀町延野字王子16-1
（トクシマケンナカグンナカチョウノブノアザオウジ）

名称（フリガナ）：木頭ゆず振興協議会
（キトウユズシンコウキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名：会長 田中 覚

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第3類 果実類

区分に属する農林水産物等：ゆず

3 農林水産物等の名称

名名称（フリガナ）：木頭ゆず（キトウユズ）

4 明細書の変更

生産者団体木頭ゆず振興協議会は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種及び栽培方法の確認

生産者団体木頭ゆず振興協議会は、生産者が提出した「木頭ゆず栽培防除日誌（別紙1）」（以下、「栽培防除日誌」という。）により系統及び栽培方法が「木頭ゆず栽培基準要点」に基づいているかを確認する。

また、生産者が新植・改植を行った場合は、「栽培防除日誌」の他、購入伝票等の提出を求め、苗木の系統を確認する。

（2）現地調査及び生産方法等の周知

生産者団体木頭ゆず振興協議会は、阿南農業協同組合、徳島県、那賀町及び関係機関等と連携し、年2回、生産地区ごとに抽出された生産者に対する現地調査を実施するとともに、年1回、出荷開始前に生産者を集め、出荷周知会を開催し、栽培方法や出荷規格、出荷方法等について、周知の徹底を図る。

また、栽培期間中ならびに出荷の際に、生産者に「栽培防除日誌」の提出を求め、栽培方法を遵守しているか確認する。遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体木頭ゆず振興協議会は、臨時に、現地調査を実施

する。ただし、加工用出荷者については、初回出荷時に「栽培防除日誌」を確認する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「木頭ゆず」の選果選別は、基本的に生産者が行い、生産者団体木頭ゆず振興協議会が定めた各集出荷場施設において出荷の際、生産者団体木頭ゆず振興協議会が定めた者が検品（検査）し、この際に、「栽培防除日誌」ならびに（１）及び（２）の確認の記録を確認することにより、出荷規格を遵守した最終製品であるか否かを確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

生産者団体木頭ゆず振興協議会は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体木頭ゆず振興協議会は、当該生産者に対し出荷停止を勧告する。また、勧告に従わない場合には、生産者団体木頭ゆず振興協議会は、当該生産者を除名することができるものとする。

(2) 出荷規格について

生産者団体木頭ゆず振興協議会は、出荷規格を満たさないゆずについては、「木頭ゆず」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 生産者団体木頭ゆず振興協議会は、前記５（３）の確認の際に（出荷の際に）、生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているゆずについてのみ、地理的表示である「木頭ゆず」及び登録標章（GIマーク）が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「木頭ゆず」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているものについても確認する。

また、生産者団体木頭ゆず振興協議会は、生産者に対し、地理的表示である「木頭ゆず」及び登録標章の適正な使用について、前記５の（２）の出荷周知会において、周知の徹底を図る。

(2) 生産者団体木頭ゆず振興協議会は、前記５（３）の確認の際に（出荷の際に）、以下のゆずであるか否かを確認する。

- ① 生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないゆずであるにもかかわらず、地理的表示である「木頭ゆず」及び登録標章が使用されているゆず

- ② 地理的表示である「木頭ゆず」のみが使用されているゆず
- ③ 登録標章のみが使用されているゆず
- ④ 地理的表示である「木頭ゆず」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているゆず

8 地理的表示等の使用の指導

生産者団体木頭ゆず振興協議会は、前記5の(3)の確認の際に(出荷の際に)、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず是正しない場合には、生産者団体木頭ゆず振興協議会は、当該生産者を除名することができるものとする。

- (1) 生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないゆずであるにもかかわらず、地理的表示である「木頭ゆず」及び登録標章を使用している場合
- (2) 地理的表示である「木頭ゆず」のみを使用している場合
- (3) 登録標章のみを使用している場合
- (4) 地理的表示である「木頭ゆず」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

生産者団体木頭ゆず振興協議会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別紙5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
生産者団体木頭ゆず振興協議会が作成した検査記録(地理的表示等の使用状況の記録を含む。)(別紙2、別紙3)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産者団体木頭ゆず振興協議会は、前記9(2)により作成提出した資料に加えて以下の書類を、生産者団体木頭ゆず振興協議会の事務所(徳島県那賀郡那賀町延野字王子14-1所在)に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ① 生産者団体木頭ゆず振興協議会の構成員である生産者が作成し生産者団体木頭ゆず振興協議会に提出させた「栽培防除日誌」。

■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]